

第481回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 8 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年1月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	新 井 計 男		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生		
副事務局長	小野寺 雅 樹		
主 幹	松 本 貴 紀		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	岩 崎 達 矢		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年1月26日第481回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 渡 邊 憲 一

.....

委 員 滝 嶋 嘉 久

.....

委 員 西 川 利 雄

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 9 件、1 5 筆、2, 5 2 7. 1 7 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 1 件、1 5 筆、4, 1 2 7 m²である。農地改良届については、合計 5 件、7 筆、4, 6 7 3 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、1 9 9 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 2 件、6 筆、1, 9 9 0. 3 6 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、1 筆、1, 2 6 7 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 1 0 件、5 2 筆、4 2, 1 5 9 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 2 5 件、1 6 8 筆、1 0 5, 1 0 4. 6 1 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数4件、筆数18筆、面積13,469㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数9件、筆数24筆、面積17,548㎡について意見照会があった。第2号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進

計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数3件、筆数6筆、面積3,833㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について報告する。1月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてき

た。譲受人は、現在41歳で、農業従事日数は300日、約130アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、耕耘機2台、田植機1台、粃摺機1台、乾燥機1台、農業用自動車2台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻、野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について、申請地は何を作付けされていたのか。また、所有権移転の申請に至った経緯はどうか。」との発言があった。

事務局は「申請地は作付けされておらず、保全管理されている状況である。申請地は相続した農地であり、所有者は遠方に在住である。所有者が耕作できないため、地元農業委員によって当該農地の隣接する耕作者等へ意向を確認した結果、営農意欲がある地域の農業者へ所有権移転の申請がされた。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3

番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数11件、筆数23筆、面積6,372.28㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から11番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号9番について報告する。1月19日に農地利用最適化推進委員と共に申請代理人に話を聞いてきた。譲受人は昭和53年9月に設営され、段ボールなどの梱包資材の製造、販売を主な業務としている。横浜市の他に鶴ヶ島市と三重県鈴鹿市に事業所を設けている。現在の鶴ヶ島事業所には床面積が1811.18㎡の工場があり、鶴ヶ島事業

所を補助するものとして申請地の隣地に既存工場がある。鶴ヶ島事業所は令和6年3月31日で契約満了となり、契約更新ができない取り決めとなっていることから、新工場を必要としている。また、昨今のネット通販の拡大による梱包資材の需要に対応するため、新工場と同じ敷地に新たな事務所の建築も行いたいとのことである。申請地は鶴ヶ島事業所から約5kmにあることに加えて、関越自動車道と圏央道のインターチェンジが近くにあるので、申請に至ったものである。排水は合併浄化槽を経由して市管理の雑排水管に放流する計画である。また、アスファルト舗装敷にし、雨水は浸透トレンチを設置し、周囲にはコンクリートブロックを積む計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号9番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第481回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年2月5日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 渡 邊 憲 一

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄
